

## 千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について（徴収猶予）

国民健康保険料について、国民健康保険法では、条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料の徴収を猶予することができることされており、本市条例では徴収猶予期間は6月となっています。一方、市税の場合は1年となっています。

事務の統一及び効率化を図るため、条例の徴収猶予期間を6月から1年に延ばす改正を行うものです。

### 1 新旧対照表

改正前	改正後
<p>千葉市国民健康保険条例 第1条～第31条（略）</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第32条 市長は、保険料の納付義務者が、次の各号の一に該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を、一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>6月以内の期間を</u>限って、徴収猶予することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第33条～第40条（略）</p>	<p>千葉市国民健康保険条例 第1条～第31条（略）</p> <p>（徴収猶予）</p> <p>第32条 市長は、保険料の納付義務者が、次の各号の一に該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を、一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、<u>1年以内の期間を</u>限って、徴収猶予することができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第33条～第40条（略）</p>

※改正は下線がひかれた部分

### 2 施行日

令和2年10月1日

(参考)

(1) 徴収猶予の主な効果

- ア 督促、差押の禁止
- イ 延滞金の減免 (100%または 50%)
- ウ 消滅時効の中断及び停止

(2) 一元的な徴収の実施について

令和 2 年 1 0 月から、市税事務所において統一滞納管理システムを活用し、市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料を名寄せし、市の債権を一元的に管理し滞納整理を行います。ただし現年度分のみの徴収については引き続き各債権の所管課が取り扱います。